

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長
(札幌交通圏、新潟交通圏、大阪市域交通圏、広島交通圏、福岡交通圏、
大分市、鹿児島市)に係る審議(第2回)

1. 日 時

平成31年2月19日(火) 11時30分~12時00分

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志(会長) 牧満(会長代理)

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 奈良、北村

4. 議事概要

事案処理職員から公聴会開催の申請はなかった旨の報告があり、平成31年1月24日(木)の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、特定地域の指定の期限について、それぞれの当初の指定期間の末日の翌日にさかのぼって、広島交通圏及び大分市は平成30年7月1日から平成33年6月30日までの間、新潟交通圏及び鹿児島市は平成30年8月1日から平成33年7月31日までの間、札幌交通圏、大阪市域交通圏及び福岡交通圏は平成30年11月1日から平成33年10月31日までの間、延長することは適当であるとの結論を得た。

事案処理職員から答申案及び答申案に付す要望事項案について説明を聴取し、委員相互間で討議を行った。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。